

2024 年 3 月

お 客 様 各 位

新潟県労働金庫

令和 6 年度税制改正に伴う約款改正のお知らせ

平素はろうきんに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ろうきんでは、令和 6 年度税制改正により 2024 年 4 月から施行される関係法令の改正等に伴い、NISA に係る約款の改正を予定させていただいております。

つきましては、今般の改正内容等について下記のとおりご案内をさせていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1．対象の約款

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」

2．改正概要

当金庫にて非課税口座の再開設および NISA 勘定の再設定を行う際にご提出いただく、「非課税口座廃止通知書」あるいは「勘定廃止通知書」の取扱いが一部変更になることに伴い、文言の修正を行っております。

詳細は「約款変更 新旧対照表」をご参照ください。

3．変更実施日

2024 年 4 月 1 日（月）から改正後の約款を施行させていただきます。

4．お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上

約款変更 新旧対照表

条項	変更後	変更前
第2条 第1項	お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(すでに当金庫以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座廃止通知書記載事項または勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」、すでに当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた法令上必要とされる書面)を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」等の法令上必要とされる書面については、非課税口座を再開しようとする年(以下、「再開年」といいます。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座	お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(すでに当金庫以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、すでに当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下、「再開年」といいます。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等)をいいます。ただし、当金庫との取引においては、非課税管理勘定および

条項		変更後	変更前
		開設届出書」等の法令上必要とされる書面が提出される場合において、当該廃止通知書等の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。ただし、当金庫との取引においては、特定非課税管理勘定では本約款第 5 条の 4 に規定するもののうち公募非上場株式投資信託受益権、特定累積投資勘定では本約款第 5 条の 3 に規定するものが、それぞれ該当します。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書等を受理することができません。	特定非課税管理勘定では第 5 条または第 5 条の 3 に規定するもののうち公募非上場株式投資信託受益権、累積投資勘定および特定累積投資勘定では第 5 条の 2 および第 5 条の 4 に規定するものが、それぞれ該当します。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。
第 2 条	第 2 項	非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」が添付されている場合または「非課税口座開設届出書」に非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項が記載されている場合を除き、当金庫または証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。	非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当金庫または証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
第 2 条	第 4 項	当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき	当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設けられていたとき 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設

条項		変更後	変更前
			けられることとなっていたとき
第2条	第5項	お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。	お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。
第2条	第6項	当金庫は、前項の変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定がすでに設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	当金庫は、前項の変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定がすでに設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
第3条の3		1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年）にあっては、その提出の日）	1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年）にあっては、その提出の日）

条項		変更後	変更前
		において設けられ、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」が提出された場合または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」等の法令上必要とされる書面が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
第5条 の4	第2項	2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受入れることができません。 その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの	2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受入れることができません。 その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

条項		変更後	変更前
		託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの	資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの
第7条	第1項	租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、 第5条第1号口および第2号に規定する移管に係るもの 、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。	租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。
第7条	第4項	租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出	租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、 第5条の4第1項第1号口および第2号に規定する移管に係るもの 、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受入れた後直ちに

条項		変更後	変更前
		しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。	当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。
第8条		1 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項<u>または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定</u>により廃止した非課税管理勘定を除きます。) 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとしします。 お客様から非課税管理勘定の終了する年の当金庫が定める日までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管	1 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。) 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとしします。 お客様から非課税管理勘定の終了する年の当金庫が定める日までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合、<u>または</u>お客様が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管
第8条の2	第1項	1 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項<u>または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定</u>により廃止した累積投資勘定を除きます。)	1 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)

条項		変更後	変更前
第 10 条	第 1 項	当金庫は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。 当金庫がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名および住所 当金庫からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所	当金庫は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。 当金庫がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名および住所 当金庫からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所
附則		1 この約款は、2013 年 7 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2015 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2017 年 6 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。	1 この約款は、2013 年 7 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2015 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2017 年 6 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。

条項		変更後	変更前
		6 この約款は、2017 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。	6 この約款は、2017 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。
		7 この約款は、2017 年 11 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。	7 この約款は、2017 年 11 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。
		8 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。	8 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。
		9 この約款は、2021 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。	9 この約款は、2021 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。
		10 この約款は、2023 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。	10 この約款は、2023 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。
		11 この約款は、2024 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。	